

提案仕様書

(明石市一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託)

1 業務目的

現行の「明石市一般廃棄物処理基本計画」（以下「計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき2022年4月に策定（2024年1月一部改定）したものである。

本市における廃棄物処理事業の現況としては、「ゼロ・ウェイストあかし」を合言葉に掲げ、ごみ減量・再資源化の取組みを促進しており、その一環として、2027年3月からは、家庭系「もやすごみ」に対して「単純指定ごみ袋」の導入を予定している。

この度の計画改定については、社会・産業等の動向や、本市のこれまでの取組等を踏まえ、改めて、市のごみの現状等を把握・分析し、今後的一般廃棄物の排出抑制、適正処理に向けた方針など、ごみ減量施策を推進するまでのロードマップとして明示することを目的として見直しを行うものである。

併せて、今後の新ごみ処理施設の稼働開始を踏まえ、廃棄物処理にかかる事業経費及び処理原価の増加が見込まれており、近隣他都市との状況を勘案した搬入手数料などの適正化について必要な検討を行うものとする。

2 業務場所

明石市内（ただし、本市が必要と認める場合はその限りではない。）

3 履行期間

契約締結日の翌日から2027年（令和9年）3月31日まで

ただし、履行期間内であっても、本市から個々の成果品等の提出指示があった場合においては、受託者はこれに従うものとする。

4 業務概要

現計画は、「ごみ処理編」及び「生活排水編」並びに「資料編」で構成されている。このうち「ごみ処理編」及び「資料編」について以下の業務を行うものとする。（「生活排水編」は含まない。）

（1）本市の一般廃棄物処理の現状及び課題の抽出

本市が提供するごみ排出量・ごみ質・ごみ処理経費等のデータに基づき現状を把握し、現行計画の数値目標や各施策の達成状況の整理と分析、課題の抽出を行う。

（2）法制度等の調査・分析・整理

循環型社会形成に向けた法令等各種制度の内容の整理と、国や他都市における施策動向の把握を行い、改定計画に盛り込むべき内容を整理する。

（3）他都市の現状・動向の調査・分析・整理

近隣市及び本市と同規模の都市の一般廃棄物処理基本計画等の各種資料を収集し、ごみ減量・資源化の先進的事例やごみ量等の現状、今後の施策展開等を把握・分析・整理する。

(4) 市民及び事業者の意識・意見の把握と分析

次期計画策定の参考にするため、市民及び事業者を対象としたアンケート調査やヒアリングを実施し、各主体の意見を把握するとともに結果を解析し、計画への反映方法を提案する。なお、実施にあたる役割分担については次の通り。

受託者：アンケート等の立案、データ整理・分析、報告書作成

市：対象者の抽出、アンケート票の作成・印刷、発送・回収、回答のデータ入力

(5) 計画期間内に本市が取り組むべき具体的施策の提案

本市の現状及び国・他都市の動向、並びに部会及び審議会での議論等を踏まえ、本計画期間内（令和9年度～令和18年度）に本市が取り組むべき施策を提案する。

(6) ごみ排出量等の推計と減量目標等の検討（ごみ減量推進ロードマップ）

本市のごみ量・ごみ質の現状や国・他都市の動向等を踏まえ、令和18年度までのごみ量排出量等（ごみ量、ごみ質、ごみ処理経費、温室効果ガス排出量、資源化量、焼却量、最終処分量等）を予測するとともに、本計画に盛り込む新たな施策の実施による効果を予測し、減量目標を設定する。また、減量目標値の設定にあたっては、市民・事業者にとって分かりやすい指標を提案する。

(7) 適正処理と施設整備計画及び搬入手数料適正化にかかる検討

ごみ排出量等の将来予測を踏まえ、本市における適正かつ効率的な収集・運搬、処理・処分のあり方を検討し、併せて処理施設（焼却・破碎施設）の整備計画についての検討を行う。

また、処理原価及び近隣他都市の状況等を勘案し、搬入処理手数料等の適正化を検討する。

(8) 食品ロス削減の推進にかかる施策の検討（食品ロス推進計画の策定）

ごみ処理計画の策定に伴う基礎的事項を踏まえた上で、食品ロスの現況を把握し、課題を整理する。ごみ処理計画及び食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を踏まえた上で、削減目標及び基本方針を検討する。

(9) 部会及び審議会の運営支援

部会及び審議会に諮る資料等の作成を支援する。（部会・審議会：4回開催予定）なお、部会及び審議会への出席は要しない。

(10) 計画の素案・原案及び概要版の作成支援

部会及び審議会への答申素案、パブリックコメントを踏まえた答申の修正案、及び答申を踏まえた改定計画（本編及び概要版）の作成を支援する。また、作成にあたっては、図表化するなど視覚的に分かりやすいものとなるよう工夫し、平易な表現で内容を簡潔にまとめること。

(11) その他計画改定支援業務

その他、計画改定のスケジュール管理及び改定作業に伴って必要となるその他の業務について、発注者と適時協議しながら行う。

5 成果品の提出

本業務において作成した基礎資料については、すべて明石市にデータ（マイクロソフト社ワード又は

エクセル又はパワーポイント等) として提供するとともに、下記の成果品の電子データを PDF 及び編集可能な形式で電子媒体にて提出すること。

- (1) 一般廃棄物処理基本計画 (A4版)
- (2) 概要版 (A3版)

6 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行すること。
- (2) 収集すべきデータの内容及びその取扱いについては、本市と協議のうえ決定し、実施すること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたり本市から資料等の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに返却すること。
- (4) 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、本市に帰属する。また、本市の許可なく成果物を他に利用、公表又は貸与してはならない。
- (5) 第三者が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、受託者の責任において著作権処理を行うこと。
- (6) 本業務において送信する電子メール及び電子ファイル、電子媒体等についてはウィルスチェックを行うこと。
- (7) 本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了、または解除された後においても同様とする。
- (8) 受託者は、業務委託の実施により知ることができた個人情報を他人に知らせてはならない。また、本市が貸与した個人情報が記録された資料を承諾なしに複製・利用してはならない。
- (9) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、すべて受託者の負担とする。
- (10) 業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じたことにより本市が協議を申し出た場合、受託者は受託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (11) 本業務を実施するにあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関連法令並びに「ごみ処理基本計画策定指針」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」等の指針に準拠し、本仕様書において記載のない事項等のうち、当然必要と認められるものについては、受託者の責任において補完すること。
- (12) 本業務の実施に関し仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに双方で協議する。
- (13) 上記(1)～(12)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補填させる場合がある。